

今後のJAいわてグループにおける国際水準GAPの取組み方向について

令和5年9月7日

JA岩手県中央会

1. 背景

(1) 国の情勢

国は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）において、「令和12年までに国内ほぼ全ての産地で国際水準GAP（※）が実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する」こととし、この実現に向けて、令和4年3月に農水省は「我が国における国際水準GAP推進方策」（以下、推進方策）を策定した。

※：国際水準GAP：「食品安全」「環境保全」「労働安全」に「人権保護」「農場経営管理」を加えた5分野における各農業生産工程の実施・記録・点検・評価を行うことによる持続的な改善活動のこと

(2) 岩手県の方針

岩手県では、国の方策の実現に向けて、令和5年3月に策定した「岩手県国際水準GAP推進方針」（以下、推進方針）において、国際水準GAPを実施している産地割合における推進目標（令和8年度まで）を掲げ、JA等の関係機関と連携し、生産部会等の産地における国際水準GAPの取組みを推進することを明確化した。

2. JAグループ全国方針（次期「JAグループGAP取組み方針」中間とりまとめ内容

(1) 基本的考え方・方向性

①生産者

持続可能な農業経営の確立に向けて、営農のリスク管理の基本的取組みの一つとして「GAPをする」（「よりよい営農活動（GAP）」）に取組む。また、「GAP認証をとる」取組みについては、実需者ニーズへの対応および更なる販売力強化・販路拡大に向けた選択肢として位置付け、産地の判断により取組む。

②JA

GAPの指導・支援等を通じて、営農指導部門における人材育成および営農指導業務の強化に取組むとともに、部門間連携による総合事業の強みの発揮に向けて取組む。

3. 次期「JAいわてグループにおけるGAP取組方針」の方向性

(1) 行政およびJAグループ全国方針を踏まえた取組み

①取組み対象

推進方針に基づき、JAと岩手県で確認したJA生産部会等の産地単位で取組むことを基本とする（第三者認証GAPへの取組みは除く）。

②国際水準GAPガイドライン（※）に呼応した取組み

ア) いわて国際水準GAPチェックシート（仮称：現在、策定中）による取組み

イ) 国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPへの取組み

※：国際水準GAPガイドライン：推進方策の策定に伴い、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成 22 年 4 月策定）が廃止され、あらたに国際水準GAPの分野を加え、策定されたガイドライン。

③第三者認証GAPの取得に向けた取組み

(2) 取組期間および取組目標

第 47 回 J A 岩手県大会の取組期間および推進方針等を踏まえて決定する。

以上